

○診療放射線技師籍の訂正と免許証書換え申請手続について

<b>手続概要</b>	診療放射線技師の免許を登録した後、氏名等の変更により登録事項に変更が生じたときは、診療放射線技師籍の訂正をしなければなりません。その時に申請する手続です。
<b>根拠法令</b>	診療放射線技師法施行令第1条の4・第3条、診療放射線技師法施行規則第3条・第4条の2
<b>申請方法</b>	<b>【提出先】</b> 申請書類等は、住所地の保健所（一部県については県庁）へ提出してください。 <b>【受付時間】</b> 保健所（一部県については県庁）の業務時間内
<b>その他</b>	<b>【手続対象者】</b> 診療放射線技師籍登録事項のうち、本籍地都道府県名（外国籍の方については、その国籍）や氏名等が変更になった診療放射線技師 <b>【提出時期】</b> 変更になった日の翌日から30日以内 <b>【手数料（説明）】</b> 登録免許税（収入印紙）は1,000円です。 <b>【相談窓口】</b> 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係